

第一百六十八回

参議院総務委員会会議録 第五号

平成十九年十一月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十日

辞任

足立 信也君

吉川 沙織君
補欠選任

十一月二十一日

辞任

行田 邦子君

金子 恵美君
補欠選任

十一月二十二日

辞任

世耕 弘成君

古川 俊治君
牧野たかお君

出席者は左のとおり。

委員長

高嶋 良充君

政府参考人

高山 達郎君

増田 寛也君

内閣官房内閣審議官

人事院事務局

人事院総裁

谷 公士君

根本 康王君

吉田 耕三君

出合 均君

須江 雅彦君

藤井 昭夫君

松永 邦男君

吉岡莊太郎君

瀬戸比呂志君

梅村 聰君

加賀谷 健君

金子 恵美君

樺葉賀津也君

武内 則男君

外山 斎君

長谷川憲正君

吉川 沙織君

磯崎 岸

信夫君

二之湯 智君

○委員長(高嶋良充君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消

防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

(国民の利便向上を図るために郵政事業の推進

に関する決議の件)

○委員長(高嶋良充君) ただいまから総務委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、足立信也君及び行田邦子君が委員

を辞任され、その補欠として吉川沙織君及び金子

恵美君が選任されました。

○委員長(高嶋良充君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお詰りいたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理

事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官兼行政改

革推進本部事務局審議官根本康王君外七名を政府

参考人として出席を求める、その説明を聴取するこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(高嶋良充君) 一般職の職員の給与に關

する法律等の一部を改正する法律案を議題といた

します。

本案の趣旨説明は既に聽取しておりますので、

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤敏幸君 おはようございます。民主党・新

しいろ議論がなされたわけですが、一方で、やは

り今、国の財政事情が大変厳しいということ、そ

れから現下の社会経済情勢、そしてさらには国民

す。

まず最初に、幹部職員の給与の在り方というこ

とでございますけれども、増田大臣に一点、まず

最初は、今回給与法案の内容は人事院勧告を一〇〇%ということではないということでございまして、一部、指定職員の改定見送りとい

う内容になつておるということでございます。な

ぜそのことを、ここだけやらないということの根拠なり理屈について御説明をいただきたいとい

点と、二点目は、そのことは一体どういうことな

んだと、いいのか悪いのか、いろいろな観点か

ら、そのことの中身についてという、二本立ての大

臣に対する質問ということでございます。

余り私の方から申し上げる前に、この指定職職員の改定見送りということについて、率直に政府の方の考え方を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(増田寛也君) お答えを申し上げたい

と思います。

まず、今回の給与改定に関する考え方、そして

政府の立場でございますけれども、まず、一つ申し上げておきたいのは、この人事院勧告制度といふものでございますけれども、これは、いわゆる

憲法上の労働基本権制約の代償措置の根幹を成していると、こういう制度でございますので、常

に、今回も、今先生の方から御指摘いただきましたような内容になつてございますが、今回も政府

として人事院勧告制度を尊重すると、こういう基

本姿勢に立つてることをまず申し上げた

いと、いうふうに思います。その上で、職員の士気

の向上といううことにできるだけ配慮すると、こう

いうことでございました。

そういうことで、給与関係閣僚会議の中でもい

るいろいろ議論がなされたわけですが、一方で、やは

り今、国の財政事情が大変厳しいということ、そ

れから現下の社会経済情勢、そしてさらには国民

○政府参考人の出席要求に関する件

世論の動向といふものもいろいろと見定めしきりぎりの判断として、国の幹部職員の中核であります指定職の職員であります、この指定職職員の給与改定を見送つたというものでございま

結論に至るまで、やはり相当な中での議論がございました。例年には比べて、給与関係閣僚会議の回数も四回ということを数えましたので、なかなかか結論を見いだすためにも難しい判断でございましたが、今私が申し上げましたようなことを背景として、ぎりぎりの判断として一部見送ったところはございますけれども、人事院勧告制度を尊重するという、そういう基本姿勢はしささかも搖るぎない立場で今回の結論を見いだしたということをごぞざいます。

○加藤敏幸君 難しい判断だったたという御説明ですけれども、大臣が今お話をしされたことは余り回数も四回ということを数えましたので、なかなかか結論を見いだすためにも難しい判断でございましたが、今私が申し上げましたようなことを背景として、ぎりぎりの判断として一部見送ったところはございますけれども、人事院勧告制度を尊重するという、そういう基本姿勢はしささかも搖るぎない立場で今回の結論を見いだしたということをごぞざいます。

答にはなっていません。

そして、そのことと今回の内容とのことを関連付けてどのように説明するかということでござりますが、やはりこの人事院勧告制度を尊重するというその立場はいささかも崩していないというふうに考えておりますが、やはりその中で、財政状況も毎年毎年、その都度都度変わってくるものでござりますし、社会経済情勢というのもやはり国として総体的に、国というか政府として判断しなければいけない部分もあるというふうに思っておりますので、正にここは、先ほど私はぎりぎりの判断というふうに申し上げましたけれども、そういういたぎりぎりの判断を今回させていただいたと。

やはりこの人事院勧告制度というのは、結局は職員の士気の向上ですか、そうしたこととにいかにつながるかということに向けて、よくその与えられる効果も考えていかなければならぬというふうに考えておりますので、そうしたことも含めて総合的に判断をしたものでございます。

今、現下の厳しい状況もござりますのですが、是非この点について御理解を賜ればと、このように考えております。

○加藤敏幸君　ぎりぎり、何がぎりぎりなんですかと。これがまず一つお答えをいたいでないということと、士気に配慮する、指定職を改定見送りしたことが国家公務員の士気にプラスになるんですけど、議論の中でそういう議論をされたんでですか、士気に配慮するということは具体的にどういうことなんですかと、私は、財政が厳しいというのだつたら全面的に人事院勧告について政府は決然と改定しないと、そこまでの決意を固めるのか、そんなことはできはしないから一部指定職の人だけ、そういうふうな判断なのか。

私は、まあ大したお金じゃないとか、対象者は全部内閣の言つてみれば部下なんだからと、そういうことで済まされるということじゃないと思ふんですけど、高いモラルでそれを適用していくというのがあるのですよ。制度に対しても政府は最も規範性をもつて、高いモラルでそれを適用していくというのがあるのですよ。

○國務大臣（増田寛也君） 今、私の方でも職員の士氣の問題を申し上げましたんすけれども、やはりこの職員を構成している中で、今回の勧告の内容が特に若い人たちに向けて給与を上げるといったような、本当に久しぶりの改定でございました。そうしたことを見たり十分、今回の勧告の内容の重みというものを考えなければいけないということであります。

それから、一部指定職について見送りをしてい るわけでございますが、これはやはり指定職、いろいろと職務を遂行するに当たりまして重たい責務というものを持っている人間でございまして、そうした人間に対しても確かに見送りという形になつております。それも同じ職員でございますけれども、厳しい財政状況あるいは現下の社会経済情勢、それから国民の世論の動向というものについて、そうした人間はやはり重たい職務を遂行するに当たつていろいろな今後に向けての判断もしていただきたいとするだけだらうと、内容についていろいろ私どもも考えたものでございまして、こうしたことを行つていろいろ考へるに当たりまして、私どもも制度の、繰り返しになりますが、制度の根幹はきちんと人事院勧告制度ということの重みを意識した上で、今回こうした内容にさせていただいたものでござります。

○加藤敏幸君 限られた時間の中で私どもも質問をするわけですし、給与法の改定のタイミングからいと今日ぎりぎりのタイミングだということともございまして、地方の皆さん方への影響もあつて、この一点でもつてすべてを反対するということにはなりませんけれども、是非大臣、これから少しまた申し上げますけれども、あなたは執行権者なんだから、やっぱりここだけは、私はプライドのある仕事をしてもらつたためにも、やっぱり小さなことでも守るべきときは守ると、こういう姿勢が必要ではないかと、いうふうに思うわけであります。

○國務大臣(増田寛也君) やはり、国民が求めているもの、それは公務員に、今先生からお話をございましたとおり、良い仕事をしてほしいと、いい仕事をしてほしいと、こういうのがやはり国民の率直な期待感であり、またいい仕事をした人はきちんとその対価をお支払いすると、これが国民のやはり素直なお気持ちであろうと私も思うわけでございます。

この人事院勧告制度でござりますけれども、民間賃金との適正な均衡ということで、そうしたことも踏まえて勧告がなされているわけでございまさが、やはり政府としてそういう勧告の重みといふものも十分理解した上でこれの実施に当たつていくと、このことが必要であろう。先ほど、今回の勧告に当たつての政府の対応を申し上げたところでございますが、いずれにしても、今先生の方から御指摘いただきましたそういう世の中のいろんな風潮というのは確かにござりますけれども、その中でいい仕事を公務員の皆さん方に、職員の方皆さん方にいただくためにも、やはり我々の方でこういう給与の問題というものをしっかりと考えるということが必要かというふうに思つております。

○加藤敏幸君 さて、次の質問は、いきなり各論に入るわけですけれども、今お手元に一枚の資料を配らせていただきました。これは人事院の参考資料あるいは物価統計調査から引っ張り出してきたんですけれども、地域手当という支給項目がございまして、地域手当制度は平成十七年四月に從来の調整手当に代えて支給されることになつたわけで、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図ると言わればながら多くの地域では実質的な給与水準の引下げとなり、公務労働者からもこれはいろんな声が出ていると、こういうことでございます。

そこで、私も資料をずっと見ておつたんですねけれども、兵庫県、そこに市域、行政市市域が書いてますけれども、芦屋から川西、その他と。国の方は、芦屋が二級地であり姫路が六級地だと。し

二級地、三級地が一二%と、二十年度が芦屋が一三%、西宮、宝塚一二%、神戸、尼崎が一〇%と、こういうふうになつておるわけであります。

一つは、この地域手当の考え方でございますけれども、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給すると、こういうことになつてゐるんですけども、物価等を考慮に入れてという部分がどの程度反映されているのかよく分からぬといふことがござります。ちょっとその辺について人事院にお伺いをして、こう思います。

○政府参考人(出合均君)　お答えいたします。

地域手当は平成十七年の勧告に基づきまして、平成十八年度から実施している給与構造改革の柱の一つであります地域間給与配分の適正化の一環として導入したものでございます。その支給地域につきましては、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定めることとされておりますが、具体的には、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による賃金指數の十か年平均が一定以上であるものを基本として定めております。

御指摘の物価につきましては、一般には賃金決定の際に考慮され、民間賃金水準に反映されるとして考えておりますこと、それから近年の物流システムの発達であるとか生活の向上などにより物価又は生計費については平準化が進んできていること、こうしたことから、地域手当における支給地域の決定に当たりましては、対象となる地域の物価水準を見つつ、原則として賃金指數に基づき民間賃金が高い地域に支給することとしておりま

だというふうに思うんですけれども、これをつらつら眺めていますと、これ兵庫県に住んでいる方はすぐ分かるんすけれども、芦屋というのは駅でいうと一つか二つしかないですよ。隣に西宮、西に神戸、極めて狭い地域です。伊丹も同じように狭いところですけれども、阪神間という一つの経済圏、行政圏、行政としては広域行政しかございませんけれども、その視点から見ると、どうもこの支給割合がこういう市の区分で、つまり芦屋に勤務している人が一三%、西宮が一二%、西隣の東灘区、神戸が一〇%，こういうふうなもの、本当に合理的説得性はあるのかと、末松理事にもお伺いしたいぐらいですけれども。ちなみに兵庫県の支給割合、これ全部三田までですよ、三田は国が四%だと、それで三田まで含めて一〇%と、このぐらいにくくつておるわけなんですね。

余りこの地域のことを詳しく言う気はございませんけれども、一体これが地域手当として、地域の賃金水準を十年平均賃構を、賃金構造調査から見てやるということが本当に普通に考えてみて、特に同じ職域、公務員として働いている仲間の皆さん方の給与体系、賃金体系として、内部に持つ公平性、説得性、そういうふうなことにかなうのか。私は公務員の皆さんといふのは随分おとなしいなど。私が公務員でこの表を見せられたら、ちょっとおかしいんでないかと、尼崎と芦屋と同じアガ付いておるけれども、何の違いがあるんだと、こういうことではないでしょうか。この点について、お考えをいただきたいんですが。

○政府特別補佐人(谷公士君) 先生が実際にお住みになつた御実感から申されておられますことにつきましては、私も何とも申し上げようがないのでございますが、ただ、この地域手当の導入に当たりまして、その支給地域の単位を定める必要があるわけでございまして、その際に、行政単位以外に客観的・合理的な基準というのは存在しないことやっぱり考え方を得ないわけでございまし

たちの仲間間の公平性をどう担保するかというテーマなんですよ、賃金の問題といえば。それは、これは行政区でくるしかないんだから、確かに手がないからこれで我慢しろという言い方だけでの賃金の問題を私は解決するにはややきめが粗過ぎる、もう少し賃金というのは、かゆいところに手が届くというぐらいの形としてあげないと、働く人たちの気持ちというのは、結局は賃金というものは一番大きなインセンティブであり、本人の仕事を表現する価値なんです。そのことは、ほかに方法論がないからしゃああるまいと

いう理屈だけで私はやり過ごせない。

だから、お願いをしたいのは、やっぱり、より合理性のある賃金体系なり、その理論ということ、並びにその実践について、私は人事院の皆さん方の更なる努力、研究、そのことをお願いをするということでございますけれども、総裁の方で何かお答えありましたら。

○政府特別補佐人(谷公士君) 従前、全国の平均に合わせるという考え方を取つてまいりまして、これは恐らく公務員全体、国家公務員全体としての一体性ということを考えての措置だと思います。しかし、やはり地域地域における民間の賃金を反映させるべきであるというお声が非常に強くなつてしまいまして、今回このような措置をとりました。

私どもいたしましては、いろいろ考えた上で結論でございまして、まずはこの方式でその状況を見てみたいと考えておりますが、御指摘のように、制度は常に状況の変化に応じまして最適なものを志向していくというは当然でございまして、それこそが私どもの存在理由でもあるわけでございますので、今後とも勉強を怠らずに検討を進めていきたいと考えております。

○加藤敏幸君 総裁のお答えの中で、私なりに理解していただいたんだなと、こういうふうな思いがありますので、今日はただいまの答弁をもつて多として、私としては質問を終わりたい。優しいということではないんです。

終わります。
○那谷屋正義君 おはよござります。民主党・新緑風会・日本の那谷屋正義でございます。

今日は、給与法に関する法案についての審議でありますけれども、この機にどうしても聞いておかなければならぬことについて、一、二お尋ねをしておきたいというふうに思います。

それは、平和基金の慰藉事業についてであります。これはもう御案内ですけれども、シベリアに代表される戦後強制抑留者の方々への慰藉事業ということでお、今年度は二十七万件程度を想定をされている、そしてその対象者の平均年齢が八十五歳というふうなことであります。事業そのものが求められているというような御指摘を通常国会の中ではさせていただいたところであります。その結果、当初の十二名だったものから二十五名体制へと、このことで増員をしていただけたわけであります。

しかし、この間の旅行券、交付状と一緒に贈られてしましました総理大臣の交付状というものを私も見させていただきましたけれども、非常に粗末なものと言わざるを得ない。縦十三センチ、横十七センチということで、本当にペラペラなものでありますし、本当にこれで慰藉事業というふうに言えるのかというようなことで私どもの同僚の議員が官房副長官に掛け合つたところ、これは皆さんのお怒りはもつともだということで、その交付状も出し直しされたというようなことがございました。そのことは非を認められたということです。

評価できるものでありますけれども、

そしてさらに、電話回線を十回線増設して四十三回線へするというふうなことで御努力をいたしているところであります。

ところで、今年度行つてあるこの事業、現在までのぐらの申請、そして交付等々が終えていいているところであります。

○加藤敏幸君 総裁のお答えの中で、私なりに理解していただいたんだなと、こういうふうな思いがありますので、今日はただいまの答弁をもつて多として、私としては質問を終わりたい。優しい

す。
○政府参考人(須江雅彦君) 独立行政法人平和祈念事業特別基金におきましては、本年四月から実施しております特別祈念事業について、十月末現在で約九万二千件の御申請をいたしております。このうち、既に六万一千件を認定しているところでございます。

先生御指摘のとおり、対象となる方々は極めて御高齢ということでもございまして、現在、平和祈念基金が行つておりますこの特別祈念事業の周知徹底を更に図つていくことが極めて重要であると

いうふうに考えております。

このために、これまで新聞広告の実施などマスメディアの広報や全都道府県市町村に対するポスターの掲示や広報誌への掲載の要請、さらには、平和祈念基金や関係諸団体が実施しております各種フォーラムや展示会など様々なイベントを通じた事業の紹介や相談への対応などに取り組んで

いるところでございます。

今後は、それらに加えまして、□コミなどの効果を期待して、全国の老人クラブのリーダーの方々へのお知らせや、民生委員、行政相談委員など地域に密着した活動をしている方への周知や協力の御依頼など、きめ細かな方策も実施してできる限り効果を上げてまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 今、いろいろと御努力をいた

く中で□コミ等々にも期待をするというようなお話をございましたが、この件につきまして私の方でもう一点是非やつていただきたいとお願いしていたことについての答えは相変わらずゼロであります。それは何かと申し上げますと、いわゆる対象者と思われる方への悉皆通知のことであります。

年金の加入記録の問題で、当初は政府が不安を抱いていたけれども、やはりできる限りこちらの方で相手方をお探しをして、そしてこの慰藉事業に出していくところにも、この旧事業の名簿で一度通知をして、その上で今言つたような分からぬところはまた何か別の手を尽くす、今いろいろ□コミを始めいろんなことをやっていますので、そういう

のであつて同種のものではないかというふうに思っております。

聞くところによると、今回が最後の事業だから申込んでみようかというふうに思われて、その手続きをしようとしている間に残念ながらお亡くなになつたというような方のお話も聞いているところであります。

是非、まだ手続のされていない方への悉皆の通知、このことがいわゆる政府が最後の慰藉事業といふふうに言っているものであるならば、当然行われるべきものであるというふうに思いますけれども、その決意をお願いをいたします。

○国務大臣(増田寛也君) この慰藉事業でありますけれども、その通知についてのお尋ねでございますが、いろいろの方でも事務方の方にどう

いうことが可能なのかを検討させました。

御案内のとおり、今回のこの事業を個別に通知することについて大変困難な部分も実際にあります。

まず、まだ手続のされていない方への悉皆の通知をすると、いつことをやつぱりやるべきではないかというふうに思いまして、いろいろ聞きますと、死亡の方もおられるでしょうし、随分御高齢でございますので、それからその間に転居をされたと、消息がなかなか分からないという方も確かに随分おられるであろうと。したがつて、旧名簿を前提にやるということについてはいろいろと限界もあるであろうと、これもございます。いろいろ限界もあるんだろうという、この点だけは是非御理解をしておいていただきたいところでございました。

前回もこの点について御指摘をいただき、それから私も、やはりできる限りこちらの方で相手方をお探しをして、そしてこの慰藉事業に出していくところにも、この旧事業の名簿で一度通知をして、その上で今言つたような分からぬところはまた何か別の手を尽くす、今いろいろ□コミを始めいろんなことをやっていますので、そういう

ことで搜すと、そういう姿勢が大事ではないかと
いうふうに思いますので、そういう旧事業の名簿
で通知する方向で、どうやつたらそれが一番的確
なのか、そういう考え方で今後この事業に臨んで
いきたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 今大臣の方からかなり前向きの
答弁をいただきました。

限界もあるということを、やる前からそうつなげておきたいというふうに思います。

それでは、本法案についての御質問に移らせていただきますが、

であったというふうに思いますけれども、しかしながら、今回は完全実施に至らなかつたということころ、この部分については、やはり私の方からも、これは問題であると言わざるを得ないということをまず御指摘を申し上げたいというふうに思ひます。

そんな中で、どんな努力をされていたのか。最大限の努力をされるというふうなお話をあつたわけありますけれども、四回の給与関係者の会議の中で増田総務大臣としてどのような努力をされて最大限の努力というふうにお話をいただけるのか、お伺いをしたいとふうに思います。

○國務大臣(増田寛也君) 今回、私ども、主張は従来と同様、いささかも揺るぎなく、そして変わらずに申し上げたことは、この人事院勧告制度を

やはり尊重するという基本姿勢に政府が立たなければいけないと、このことを一貫して申し上げたところでございます。

そうしたことございまして、大変会議 자체は難航をいたしまして、回数、もちろん回数が多くはそれだけでいいと言うわけでは決して、そういうことを申し上げるつもりはございませんが、会議自体も大変難航いたしましたし、それから、そうした表の給与関係閣僚会議以外にも、個々に官房長官のところに大臣が集まつてそこで意見交換をするという場も別途ございましたし、相当な回数やはり検討いたしました。

結果として、やはり全体を、完全実施という形になつてはいない、これはもう事実として私どももそのことは認めなければいけないというふうに思つておりますが、やはり政府の姿勢としては、

この人事院勧告制度を最大限尊重するという基本姿勢に総体としては立っている。最後は私もぎりぎり判断をしたわけでございますが、そういうせざるを得ないような状況でございましたが、し

かしいれにしても、私としては、回数が多くればということを申し上げるつもりはいささかもございませんけれども、最大限、従来の同じような主張を一貫して行つてきました。

○那谷屋正義君 そこで、今度は勧告を出された人事院の総裁にお尋ねをしたいというふうに思いますが、総裁は談話の方で遺憾であるというような見解を述べられていらっしゃるわけですか?

法律的にも制度的にも公正中立な機関として
権能が付与されている重責にかんがみて、政府が
不完全実施をしたことについて人勧制度そのもの
が大きく傷付けられたのではないかという認識を
お持ちかどうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府特別補佐人(谷公士君) 今回の政府における御決定の過程におきましては、ただいま総務大臣からも御答弁ございましたように、この人勧制度を基本的に尊重するという姿勢の下で様々な御議論、御判断があつたことだと推察はいたしますけれども、しかし人事院勧告制度は国家公務員の

労働基本権制約の代償措置であるわけでございま
すので、結果といたしまして一部の改定が実施さ
れないとということになりますことにつきましては

誠に遺憾であると考えております。

○那谷屋正義君 今ある人勧制度の下では今の総
だくということを今後とも政府を始め関係の方々
に訴え続けていかなければならないと考えており
ます。

裁の決意というのは一定理解はできますけれども、しかし特例というのが毎年毎年行われるようでは本当に人勧制度の根幹に大きくひびが入るんじゃないかというふうに思うわけでありますか

ら、もうこれは今年限りというふうに本当にしていただかなければいけないんではないかなというふうに思いますが、実はここで一つ提案がござります。

今回実施が見送られた指定職、先ほどもお話をありましたけれども、この指定職の今日的な役割とか、いろんなお話を大臣がされましたけれども、そうしたことを考えますと、一般職と一緒に

して人事院勧告の中に入れておくというそのことについて、そろそろ限界が来ているのではないかというふうにも思うわけであります。

どうもはつきりした答弁が返ってきません。いわゆる官僚等々の不祥事等々があつて、これは国民にこれで給与が上がるんでは理解が得られないだろうというふうなことが関係閣僚会議の中でも話があったやに伺っておりますけれども、そういうふうな中で、この指定職というのをもう一般職と

一緒にしないで考えるといふことも実はあるので
はないかななど。

と、もう政治家以上に非常に政治的な動きもされているというような状況もありますので、そういう意味ではそういう考え方も出てくるんじやないかなと思いますが、いかがでしようか。
○國務大臣(増田寛也君) 今先生の方から一つ御提案がございましたんですが、この一般職とそれから特別職との区分がどうなつてているのかというところから少し答弁をさせていただきたいと思いまます。

まず、今一般職と分けて特別職とされている職といいますのは、これは一つは三権分立の中で行政機関に属さない職、いわゆる国会の、立法府の御関係の方、それから裁判所の職員、こういったた

人たち、そのグループが一つございます。それからもう一つが国務大臣、私のような国務大臣、それから副大臣、大臣政務官といったような自由任用により任用される職、これがまた特別職の方に

入っている。それからもう一つの、三番目のグループが防衛省の職員など、これは職務の特殊性ということから任用、服務について一般職とは別の管理を行う必要がある。大宗この三つのグル

が特別職というふうに区分けをされておりまして、これが国家公務員法や一般職の例の給与に関する法律が適用されないと、こういうことになります。

今お話をございましたような御指摘の指定職の職員ですね、総務省であれば事務次官や局長、部長といった人間がこれに当たりますけれども、この指定職の職員については、その職責の重大性と、一々面づけを含めてござります。

いう面から情報表で区分けをして、そしてその職責の重大性ということに着目して特別な別の扱いをしているんですが、職務と、職責ではなく職務をしていて、同じような職をやっているだけれども、責任など。職務としてはやはりそれ以外の職、一般職と、そういう観点からいえば、防衛省の職員のようなそういう特殊性ということは見いだせないんだろうと。職務としてはやはりそれ以外の職、一般職と同じような職をしているだけれども、責任とい

う意味での重大性、こういうことが考え方として妥当ではないかと、こういうふうに思っているわけあります。

今私が申し上げましたようなことは、これは現行制度のある種説明ということでもございます

ですが、こういった人事院勧告制度の中でも、や

はり今私が申し上げましたようなそういう説明が一番制度としても妥当であろうということで、一

般職それから指定職の職員について取扱いが異なるということございまして、直ちに指定職の職員を特別職というそちらのくくりにするということ

については、そちらの方がいいというふうな判断はできないわけでござりますけれども、今先生

の方からの御指摘ということもございました。

こうした人事院勧告制度の関係から、そういう指定職を特別職の方にするというのは、しかし

やはり職務の特殊性という観点を考えるとそういう御提案のような考え方はなかなか取れないのではないかと、このように判断しているところでござります。

○那谷屋正義君 その職務が大変重たいものがあるといふうなことの中で今回、言葉は悪いかもしませんが、いわゆる値切られたわけでありますけれども、職務が重たければ重たいほど値切る

というのは本当におかしい話だらうなといふうに思はせてあります。別に、すべて

に取れなくはないわけであります。別に、すべて

接交渉をしたらどうかという御指摘がありました。こうした公務員の労使関係につきましては、行革推進本部の専門調査会というのがございまして、そこで公務員の労働基本権について議論をしていただきおりまして、十月の十九日に報告書を提出していただきたところでありますけれども、その中におきまして、今公務員の現業職員については協約締結権があるわけでありますけれども、報告書の中身をちょっと申し上げますが、一定の非現業職員、まあ一部ですね、非現業職員の一部でありますけれども、この協約締結権を新たに付与するとともに、第三者機関の勧告制度を廃止して政府が主体的に勤務条件を与え、職員の意見を見て決定できる機動的かつ柔軟なシステムを確立すべきだと、こういうふうに報告をいただいております。

しかし、これがコストアップにつながることであれば、なかなか国民の理解も得られることがであります。別に、すべて

に、改革に伴うコスト等に十分留意しつつ慎重に決断する必要がある、国民の理解を得ることが必要不可欠であるといふにも報告をいたいであります。政府といたしましては、こうした報告を踏まえまして、公務員制度改革の一環として、国民の理解が得られるか関係方面と十分議論した上で総合的に判断をしていきたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 なかなかその辺については時間

までなければ、もうこの賃金に関してやはり労使が直接交渉で決める制度というものに変えていく必要があります。それがいわゆる今日的な動きなんだらうな、流れなんだらうなというふうに思うわけあります。

そういうふうな方向性に持っていく決意、そしてまた、その持っていくために是非労使の協議の場を設けていただく必要があるんではないかといふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(山本明彦君) 那谷屋委員から労使で直

接交渉をしたらどうかという御指摘がありまし

た。こうした公務員の労使関係につきましては、

行革推進本部の専門調査会というのがございまして、そこで公務員の労働基本権について議論をして

ていただきおりまして、十月の十九日に報告書を提出していただきたところでありますけれども、その中におきまして、今公務員の現業職員については協約締結権があるわけでありますけれども、報告書の中身をちょっと申し上げますが、一

定の非現業職員、まあ一部ですね、非現業職員の一部でありますけれども、この協約締結権を新たに付与するとともに、第三者機関の勧告制度を廃止して政府が主体的に勤務条件を与え、職員の意見を見て決定できる機動的かつ柔軟なシステムを確立すべきだと、こういうふうに報告をいただ

いております。

しかし、これがコストアップにつながることであれば、なかなか国民の理解も得られることがで

あります。別に、すべて

に、改革に伴うコスト等に十分留意しつつ慎重に決断する必要がある、国民の理解を得ることが必要不可欠であるといふにも報告をいたいであります。政府といたしましては、こうした報告を踏まえまして、公務員制度改革の一環として、国民の理

が掛かる問題であろうというふうにも思いますが、それでも、そろそろやっぱり結論を出していかないけれども、そのところを早急に検討の結論なり、そういったものを得るようには是非努力をお願いしたいと思います。

今回のこの給与法案が閣議決定をされたとき

に、ちょっと看過できない文言が出てきていま

す。それは何かといいますと、いわゆる官民比較

方法見直しの再要請ということでござります。

実は昨年、人事院は、まあ百人以上の企業規

模、百人以上のものを五十人規模というふうな形

で落として、そしてそれを基に、給与構造改革で

したか、それを手掛けてきてるわけであります

て、その基本になる数字が今はつきりと、今そ

うふうになつて基本の数字があるにもかかわらず、その基本の数字の基にその給与構造改革を行

われていくはずなのに、その改革がされているさ

なかにまた比較の対象を変えるというふうなこと

があつていいわけがない。これは政府が決めたこ

とですから、その政府が決めたことに対しても、ま

たそのようなことをしてくるということは一体何

なのかなと言わざるを得ないわけでありますけれ

ども、それについてどのようにお考えか。答弁お願

願いしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 今の点でござりますけ

きないということもございまして、報告書の中

に、改革に伴うコスト等に十分留意しつつ慎重に

一層の反映が必要と、そういう方向性を持ったような指摘も厳然としてあるわけでございますし、そのことがまた骨太の今年度の方針などにも書かれているわけでございますので、そうしたことを受けた、人事院の方に更にそうしたより一層の反映のための具体的な方策の検討をお願い申し上げたというこ

とでございます。

○那谷屋正義君 財務大臣がお話をされるんで

り一層の反映が必要と、そういう方向性を持ったような指摘も厳然としてあるわけでございますし、そのことがまた骨太の今年度の方針などにも書かれているわけでございますので、そうしたことを受けた、人

事院の方に更にそうしたより一層の反映のための具体的な方策の検討をお願い申し上げたというこ

とでございます。

○那谷屋正義君 財務大臣がお話をされるんで

は、それが今のはとなく理解できるわけでありますけれども、確かに税金で給料が賄われるわけですけれども、国民の理解というものについて今まで

総務省がどんな努力をされてきたのかとということについては余りにも疑問が多過ぎる。この人事院

制度、人勧制度というものについて国民にどれだけの説明をしてきて、公務員の給与というの

制度、人勧制度といつものについて国民に理解を得ようとしたの

ことをどうやって国民に理解を得ようとしたの

か、そういう努力は全く私には記憶がありません。

本来やるべきことは、総務省がやるべきこと

は、そうしたことに努力をすることが最善のもの

でありまして、それでは単なる公務員バッシング

の流れに乗っかっているだけじゃないですか。そ

れでよく公務員の士気が上げようなんてことが言えますかね。全くおかしいですよ、それは。やは

りこういう制度があつて、国民に理解を求めるの

であるならば、まず公務員の賃金というのはこう

と進まない下で、さきの通常国会で、「これはあくまで一部でしかない能力あるいは実績主義や再就職承知いたしております。」

います。

○国務大臣（増田寛也君） 各省もそうなんですが、特に私が大臣であり、そして私が所管してい

職の規制の問題に限定をした国家公務員法の改正が強行されました。その意味において、全体的な改革は待ったなしという我々の認識であります。そのことを政府の決意として明らかにされたのが四月二十四日の閣議決定だという私の認識を申し上げておきたいというふうに思います。

それでは次に、地方自治体行政からの視点に基づいて何点かお伺いをいたします。

地方行政のことは、一しおり三ヶ月、四ヶ月

措置、こういうものがとられているというふうに承知いたしております。

○武内則男君　ただいま報告をいただきましたが、平成六年をピークに定数は下がり続けています。削減され続けていて、昭和五十年代当初の水準にまで地方公務員の数というのは減っています。あわせて、賃金についても独自で大幅なカットを多くの自治体がやられているということですが今の報告で明らかになりました。果たしてこれで現状において、また将来においてはな

今回、通知をしている内容については、これは毎年こうした通知を総務省の方の次官から発出をしていているようですが、中身が専門的な客観的な立場から示す指針ということございまして、今こうしたことについてやはり以前のようなそういう縛ると、そういったもので縛るといふ時代よりも、むしろこうした通知を参考にして各自治体が給付決定を行ふ際に適切に判断していくべき材料としていただく、こういう趣旨でございます。

○國務大臣（増田寛也君）各省もそうなんですが、特に私が大臣であり、そして私が所管しているこの総務省、この中においては、今先生がお話しになりましたとおり、やはり総務省所管の法令ですとか、それから先ほどの御指摘いただいたもの、これも通知という形で出しておりますけれども、そうしたものについて不斷にやはり見直しをすることとは必要でありますし、私も今そういうことを事務当局に指示をしてきちんと見直しをしようと申し上げております。

地方自治体においては、一九九〇年代から国の経済対策への協力に続き、小規模自治体での段階的補正のカットあるいは地方交付税の削減、国による大変厳しい財政の中での偏重した三位一体改革への協力などによる大変厳しい財政の中で、市町村の合併の推進それに伴う都道府県組織の再編等による大幅な

措置、こういうものがとられているというふうに承知いたしております。

○武内則男君　ただいま報告をいただきましたが、平成六年をピークに定数は下がり続けています。削減され続けていて、昭和五十年代当初の水準にまで地方公務員の数というのは減っています。あわせて、賃金についても独自で大幅なカットを多くの自治体がやられているということが今の報告で明らかになりました。果たしてこれで現状において、また将来においてはなおさらのこと、自治体が提供すべき公共サービスの量と質が維持ができるのか、直営であろうと民間委託であろうと、安全と安心の住民生活のための行政の責任が担保できるのか、職員の士気はどうなっていくのか、あるいは自治体職員の優秀な人材確保はできているのか、甚だ疑問でもあり、

○武内則男君 大臣、人事院勧告が出されて、そして閣議決定がされ、国会で承認がされ、施行が決めていただきたい、このように考えておりなす。

毎年こうした通知を総務省の方の次官から発出をしているようですが、中身が専門的な客観的な立場から示す指針ということでございまして、今こうしたことについてやはり以前のようなそういう縛ると、そういったもので縛るといふ時代よりも、むしろこうした通知を参考にして各自治体が給与決定を行う際に適切に判断していくべく、こういう趣旨でございまして、これを十分に参考にしながらも、やはりそれぞれの自治体が議会の中でよく御相談をしておられます。

○國務大臣（増田寛也君）　各省もそうなんですが、特に私が大臣であり、そして私が所管しているこの総務省、この中においては、今先生がお話をになりましたとおり、やはり総務省所管の法令ですとか、それから先ほどの御指摘いただいたもの、これも通知という形で出しておりますけれども、こうしたものについて不斷にやはり見直しをすること、これは必要でありますし、私も今こうしたことを見直しましたことを事務当局に指示をしてきちんと見直しをしろと申し上げております。

○その見直しをする観点あるいは方向性というの

は、公共団体に対してもの國の関与ということを各省にも言つてゐるわけでありますので、まず自らの総務省は必要最小限にしてくれということを各省足下で何か出すときも最小限のものにしなければなりませんし、決して、公共団体の自主性とか自

な人員削減、集中改革プランによる定員の削減民間委託の推進等々、地方は本当に血のにじみ出るような様々な地方行革、行財政の合理化や効率化に取り組んできています。

こうした中で、地方公務員の過去十年間の減少の状況はどのようにになっているのか、また特例条例による自治体独自の賃金カットの状況はどのようになっているのか、総務省の調べで結構ですのうで動向を紹介をしていただきたいと思います。

措置、こういうものがとられているというふうに承知いたしております。

○武内則男君　ただいま報告をいただきましたが、平成六年をピークに定数は下がり続けています。削減され続けていて、昭和五十年代当初の水準にまで地方公務員の数というのは減っています。あわせて、賃金についても独自で大幅なカットを多くの自治体がやられていると、いうことが今の報告で明らかになりました。果たしてこれで現状において、また将来においてはなおさらのこと、自治体が提供すべき公共サービスの量と質が維持をできるのか、直営であろうと民間委託であろうと、安全と安心の住民生活のための行政の責任が担保できるのか、職員の士気はどうなつっていくのか、あるいは自治体職員の優秀な人材確保はできているのか、甚だ疑問でもあります。

こうした各地方自治体の努力が継続をされる中で、総務省は今回、人事院勧告の取扱いの閣議決定を踏まえた事務次官通知「地方公務員の給与改定に関する取扱い等」に関してにおいて、中立第三者機関である人事委員会への注文、自治体への給与改定の国公準拠や地域民間給与への準拠など、様々な要請による関与を行っています。機関

いきます。

今回、通知をしている内容については、これは毎年こうした通知を総務省の方の次官から発出をしているようですが、中身が専門的な客観的な立場から示す指針ということでございまして、今こうしたことについてやはり以前のようなそういう縛ると、そういったもので縛るといふ時代よりも、むしろこうした通知を参考にして各自治体が給与決定を行ふ際に適切に判断していくたゞく材料としていただく、こういう趣旨でございまして、これを十分に参考にしながらも、やはりそれぞれの自治体が議会の中によく御相談をして決めていただきたい、このように考えておりなす。

○武内則男君 大臣、人事院勧告が出されて、そして閣議決定がされ、国会で承認がされ、施行がされていく、その後、地方で確定闘争が始まっています。いいですか、勧告が出されてそれで事務次官通達というものが、出す方は参考ということをきちっとやつぱり掌握をしてもらわないと、認識を変えてもらわないといけません。このことによって、いわゆる地方の民間給与だの準則

○國務大臣(増田寛也君) 各省もそうなんですが、特に私が大臣であり、そして私が所管しているこの総務省、この中においては、今先生がお話しになりましたとおり、やはり総務省所管の法令ですか、それから先ほどの御指摘いただいたもの、これも通知という形で出しておりますけれども、そうしたものについて不斷にやはり見直しをすることを事務当局に指示をしてきちんと見直しましたということは必要でありますし、私も今そういうふうに考えております。

その見直しをする観点あるいは方向性というのは、公共団体に対しての国の関与とというのは常に総務省は必要最小限にしてくれということを各省にも言つておるわけでありますので、まず自らの足下で何か出すときも最小限のものにしなければなりませんし、決して、公共団体の自主性とか自立性を十分に配慮したそういう内容でなければいけぬと、そこを損なうようなものであつては、やっぱりいささかも損なうようなものであつてはいかぬと、こういうふうに考えておりますので、そのことも言いまして、その上で、今総務省の所管しております法令、通知について見直しをしているところでございます。これも今後もきちんとまず足下のものについて行つていきたいというふうに考えております。

○政府参考人(松永邦男君) お答えいたします。
地方公務員の総数でございますけれども、これは現在、平成十八年四月一日現在で三百九十九万八千人でございますが、十年前と比較いたしますと、数では二十七万六千人、率では八・四%の削減ということになつております。

措置、こういうものがとられているというふうに承知いたしております。

○武内則男君　ただいま報告をいただきましたが、平成六年をピークに定数は下がり続けています。削減され続けていて、昭和五十年代当初の水準にまで地方公務員の数というのは減っています。あわせて、賃金についても独自で大幅なカットを多くの自治体がやられているということが今の報告で明らかになりました。果たしてこれで現状において、また将来においてはなおさらのこと、自治体が提供すべき公共サービスの量と質が維持をできるのか、直営であろうと民間委託であろうと、安全と安心の住民生活のための行政の責任が担保できるのか、職員の士気はどうなつっていくのか、あるいは自治体職員の優秀な人材確保はできているのか、甚だ疑問でもあります。また地方自治体にいた私としては非常に不安であります。

こうした各地方自治体の努力が継続をされる中で、総務省は今回、人事院勧告の取扱いの閣議決定を踏まえた事務次官通知、地方公務員の給与改定に関する取扱い等に関してにおいて、中立第三者機関である人事委員会への注文、自治体への給与改定の国公準拠や地域民間給与への準拠など、様々な要請による闇手を行っています。機関委任事務制度が廃止をされた今日において、このような指導に値する闇手は是非改めていただきたい、そのように考えますが、いかがですか。

○国務大臣（増田寛也君）　今先生からお話をございましたとおり、確かに私どもの方で事務次官通知を今回閣議決定に合わせて出しているわけでありま

います。今回、通知をしている内容については、これは毎年こうした通知を総務省の方の次官から発出しているようですが、中身が専門的な客観的な立場から示す指針ということです。そして、今こうしたことについてやはり以前のように、なそういう縛ると、そういうたるもので縛るといふ時代よりも、むしろこうした通知を参考にして各自治体が給与決定を行ふ際に適切に判断していただく材料としていただく、こういう趣旨です。まして、これを十分に参考にしながらも、やはりそれぞれの自治体が議会の中でよく御相談をして決めていただきたい、このように考えております。

○武内則男君 大臣、人事院勧告が出されて、そして閣議決定がされ、国会で承認がされ、施行がされていく、その後、地方で確定闘争が始まっています。いいですか、勧告が出されてそれで事務次官通達というものが、出す方は参考というふうに言いますが、それを受け取った側の地方自治体の使用者側はこのことを重く受け止めてやつてあるんですよ。いいですか、そうしたときにその事業実をきっちりとやつぱり掌握をしてもらわないと、認識を変えてもらわないといけません。このことによって、いわゆる地方の民間給与だの準則などとかそうしたことによつて物すごいこの勧告人事院勧告が人事委員会に対しての出されたこの事務次官通達によって大きく左右されているということを少し認識を改めてください。ちゃんと調査していくだければ分かりますので、是非お願

○國務大臣（増田寛也君） 各省もそうなんですが、特に私が大臣であり、そして私が所管しているこの総務省、この中においては、今先生がお話をしになりましたとおり、やはり総務省所管の法令ですとか、それから先ほどの御指摘いただいたもの、これも通知という形で出しておりますけれども、そうしたものについて不斷にやはり見直しをするということは必要でありますし、私も今そういうことを事務当局に指示をしてきちんと見直しをしろと申し上げております。

その見直しをする観点あるいは方向性というのは、公共団体に対するの国の関与とというのは常に総務省は必要最小限にしてくれということを各省にも言つてゐるわけでありますので、まず自らの足下で何か出すときも最小限のものにしなければなりませんし、決して、公共団体の自主性とか自立性を十分に配慮したそういう内容でなければいけぬと、そこを損なうようなものであつては、やっぱりいささかも損なうようなものであつてはいかぬと、こういうふうに考えておりますので、そのことも言いまして、その上で、今総務省の所管しております法令、通知について見直しをしているところでございます。これも今後もきちんとまず足下のものについて行つていきたいというふうに考えております。

○武内則男君 ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきました。是非点検をしていただき、本当に眞の地方分権の下におけるやっぱり自立した地方自治体、地方というものができていいけるような、そうした取組を是非お強力に推進めていっていただきたいというふうに思いま

それから、地方公共団体におきまして、いわゆる独自の給与カットと、こういうものがどういうふうになつてゐるかということをございますが、平成十九年四月一日現在におきまして、特別職につきましてこういう措置をとられているという形も含めますと、全国の地方公共団体の約六割に当たります千百四十五団体におきまして、影響としては年額約一千五百億円の独自の給与の抑制措置がなされています。

措置、こういうものがとられているというふうに承知しております。

○武内則男君　ただいま報告をいただきましたが、平成六年をピークに定数は下がり続けています。削減され続けていて、昭和五十年代当初の水準にまで地方公務員の数というのは減っています。あわせて、賃金についても独自で大幅なカットを多くの自治体がやられているということが今の報告で明らかになりました。果たしてこれで現状において、また将来においてはなおさらのこと、自治体が提供すべき公共サービスの量と質が維持をできるのか、直営であろうと民間委託であろうと、安全と安心の住民生活のための行政の責任が担保できるのか、職員の士気はどうなつっていくのか、あるいは自治体職員の優秀な人材確保はできているのか、甚だ疑問でもあります。

こうした各地方自治体の努力が継続をされる中で、総務省は今回、人事院勧告の取扱いの閣議決定を踏まえた事務次官通知「地方公務員の給与改定に関する取扱い等」に関してにおいて、中立第三者機関である人事委員会への注文、自治体への給与改定の国公準拠や地域民間給与への準拠など、様々な要請による関与を行っています。機関委任事務制度が廃止をされた今日において、このような指導に倣する関与は是非改めていただきたい、そのように考えますが、いかがですか。

○國務大臣(増田寛也君)　今先生からお話をございましたとおり、確かに私どもの方で事務次官通知を今回閣議決定に合わせて出しているわけでありますが、私も自治体の首長をやっていた際に、職員の給与決定を行う際、やはり国家公務員の給与決定の状況というものが、それが給与決定を行うに際して考慮すべき重要な要素でございました。そうしたこともございまして、やはりどういう考え方で国家公務員の給与を決めたのかといったようなこともいろいろ詳細について理解をする必要があると、こういうふうに思つていたところでございました。

今回の通知をしている内容については、これは毎年こうした通知を総務省の方の次官から発出されているようですが、中身が専門的な客観的な立場から示す指針ということでございまして、今こうしたことについてやはり以前のようなそういう縛ると、そういったもので縛るといふ時代よりも、むしろこうした通知を参考にして各自治体が給与決定を行ふ際に適切に判断していくべき材料としていただく、こういう趣旨でございます。まして、これを十分に参考にしながらも、やはりそれぞれの自治体が議会の中でよく御相談をして決めていただきたい、このように考えておりなす。

○武内則男君 大臣、人事院勧告が出されて、そして閣議決定がされ、国会で承認がされ、施行がされ、されていく、その後、地方で確定闘争が始まつてきます。いいですか、勧告が出されてそれで事務次官通達というものが、出す方は参考ということに言うにいますが、それを受け取つた側の地方自体の使用者側はこのことを重く受け止めてやつてゐるんですよ。いいですか、そうしたときにその事実をきっちりとやっぱり掌握をしてもらわないと、認識を変えてもらわないと、認められません。このことによつて、いわゆる地方の民間給与だの準備などとかそうしたことによつて物すごいこの勧告が、人事院勧告が人事委員会に対しての出されたこの事務次官通達によつて大きく左右されているということを少し認識を改めてください。ちゃんと調査していくだければ分りますので、是非お願ひをしたいといふふうに思ひます。

先ほど大臣言われましたように、増田総務大臣は分権改革の旗手として本当にこの間頑張つてこられましたし、そのことを自負をするのであります。先ほど若干前段も私申し上げましたが、自らに取り組んでいた大くことを強く要望いたしましたが、御所見があればお伺いをいたします。

○國務大臣(増田寛也君) 各省もそうなんですが、特に私が大臣であり、そして私が所管しているこの総務省、この中においては、今先生がお話をになりましたとおり、やはり総務省所管の法令ですとか、それから先ほどの御指摘いただいたもの、これも通知という形で出しておりますけれども、そうしたものについて不斷にやはり見直しをすることを事務当局に指示をしてきちんと見直しをしようと申し上げております。

その見直しをする視点あるいは方向性というのは、公共団体に対する国の関与とというのは常に総務省は必要最小限にしてくれということを各省にも言っているわけでありますので、まず自らの足下で何か出すときも最小限のものにしなければなりませんし、決して、公共団体の自主性とか自立性を十分に配慮したそういう内容でなければいかぬと、そこを損なうようなものであっては、やっぱりいささかも損なうようなものであってはいかぬと、こういうふうに考えておりますので、そのことも言いまして、その上で、今総務省の所管しております法令、通知について見直しをしているところでございます。これも今後もきちんとまず足下のものについて行つていただきたいというふうに考えております。

○武内則男君 ありがとうございます。前回きな御答弁をいたしました。是非点検をしていただいて、本当に眞の地方分権の下におけるやつぱり自立した地方自治体、地方というものができていけるような、そうした取組を是非なお強力に推進めていくいただきたいというふうに思います。

そうした国との関与という部分から、若干具体的なことも含めて次に御質問をしたいというふうに思ひます。

地方公務員法第二十四条三項には地方公務員の給与について考慮すべきことが規定をされています。担当官、条文を読んでいただいた上で、考慮すべき五つの要素を明確に述べていただけます

か。

○政府参考人(松永邦男君) お答えいたします。

地方公務員法第十四条三項でございますが、

このように書かれております。「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与との他の事情を考慮し

て定められなければならない。」と。ここに挙げられております考慮することとされている事項でございますが、生計費

國の職員の給与、他の地

方公共団体の給与、民間事業の従事者の給与、そ

の他の事情、この五つでござります。

○武内則男君 ありがとうございました。

そこで、大臣にお伺いをいたしますが、十月三十日

日の閣議で決定された「公務員の給与改定に関する取扱いについて」の文書において、また同じ

日の総務大臣談話におきまして、地方における民

間給与水準への準拠の徹底と、いう表記が盛り込まれていますが、これは政府の文書では骨太方針二〇〇六で初めて使用されたと記憶しています。この主張、考え方方は、今読み上げていただいた地方公務員法二十四条三項の趣旨とは明らかに異なるのではないかとお伺いをいただきたいと思

ます。

○国務大臣(増田寛也君) この趣旨でございますけれども、これは地域の民間給与の水準をより重視していこうと、こういうことで二十四条の三項

ですね、地方公務員法の二十四条三項の均衡原則を適用すると、そういうことを要請するものでございまして、この法律の趣旨という中でそういうことを要請しているというふうに考えておりま

す。

○武内則男君 それでは少しお伺いをしますが、

総務省の昨年三月の研究会報告では、地域の民間給与水準の徹底とまでは述べていません。また、

地域の民間給与にも配慮しなくてはならないので

はないかという意見については私も理解ができますが、私が指摘したいのは、地方における民間給

与水準への準拠の徹底という表現は、先ほども読

み上げていただいた地方公務員法二十四条三項で

考慮すべきとされている五つの要素、一つには生

計費、二つ目には國の職員の給与、三つ目には他

の公共団体の職員の給与、四つ目に民間事業の從

事者の給与、五つ目がその他の事情となっています。先ほど報告されたとおりです。

そのうち殊更四番目の民間給与のみを取り上げ

て、この二十四条三項の趣旨とは全く異なるものになつてているのではないかということです。地方

公務員法二十四条三項で職員の給与について考慮

すべきと規定しているのはあくまで五つの要素で

あり、これらを総合的に勘案して給与が決定され

るべきであることをちょっとお互いに確認をした

いんです。

私も地方で地方の公務員の給与の決定に携わつ

てきました。國の勧告、そして類似する公共團

体、あるいはその地方における生計費、民間、そ

してその他的事情、この五つがきっと地方公務

員法で定めた、二十四条で定められたこの五つの

要素を前提にしてお互いが決定をしてきたとい

う、そういうことを地方は一生懸命やっています。

しかし、今回はこの四つ目だけを殊更取り上げ

て出しています。それは、総合的に勘案して給与

は決定されるべきであるということ、このことに

ついて、大臣、お互いに確認をしておきたいんで

すが、いかがですか。

○国務大臣(増田寛也君) お答えを申し上げます

けれども、おっしゃるとおり地方公務員法のあの

二十四条三項、そこに考慮すべき複数の事項が列

記をされておりますので、そうした事項を総合的

に勘案をして給与が決定されるべきと、ここは正

に御指摘のとおりでございます。そのことはきちんと申し上げておきたいと。

そして、やはり今まで、昨年の三月の私どもの

報告書の中でも指摘をされておりますけれども、

国公準拠という形で御案内のとおり今まで決められていたわけでございますが、そうした要素を一

番強く重点に置いて決められていたわけでござ

ますが、いわゆる均衡原則を、均衡の原則を適用

する際には、地域の民間給与の水準、これをやは

り、そこを重視するということもやはり国民の理

解ということで重要なことでございますので、そ

のことを今回要請をしておりますが、やはり法律

の規定というものをその前提に置いてそして決め

ていくということ、すなはち五つの要素を列举さ

れている、それを総合的に勘案するということに

ついては正に委員の御指摘のとおりというふうに思

います。

○武内則男君 大臣のそれこそ御認識と、それか

らあるべき方向について御答弁いただいたんです

が、それとやられている通達のことが大きいやつ

ぱり懸け離れている、矛盾をしているということ

については、改めて指摘を最後にもしますが、し

ておきたいというふうに思います。

若干、ちょっと視点を変えて御質問をしたいと

いうふうに思います。

しかし、地方のいわゆるとりわけ小規模企業では、公務

員給与を基準にして賃金を決定をしている事業所

があります。事実、医療や介護や福祉や観光や

様々なところで、のみならず、あるいは土木建設

なんかもそうですが、そうした公務員給与が決定

をされた後に、それで地場におけるそうした動向

を踏まえて変えていくといふことから作業に

入っていくところも実はある、そういうふうに伺つ

ていますし、実際にございます。

そうした地域における公務員給与の更なる引下

げは、それら事業者に雇用されている人々の賃下

げにつながつて負のスパイラルをもたらす

のではないか。別の見方をすれば、公務員の給与

水準というのがある意味地方における賃金のセ

フティー・ネットの役割を担つてきたはずなんで

す。

今日、都市と地方の格差が問題になつてしま

す。そうした中で更なる格差拡大をもたらすこと

は賢明な方策とは考えられないが、いかがです

か。

○国務大臣(増田寛也君) 私も以前知事をしてお

りまして、そのときの経験から申し上げますと、

やはり地域の経済をその地域の中で総体、マクロ

として見た場合に、地方公務員の給与水準、これ

は県のみならず市町村も含めて、市町村の場合に

は県を見ながらいろいろ決める場合が多いわけ

です。先ほど報告されたとおりです。

うに思います。

決して、公務員賃金の独自のカットをしてきた
り引き下げるということについてやつてきたの
は、この間におこる三立一本改革や交付税の削減

是非、増田総務大臣には、國の立場から地方に対する一方的に指導するのではなく、文字どおり第一次分権改革の原則であった対等協力の関係を基本上に、地方自治の発展そして地方公務員の勤務条件への対処に当たつていただくことを強く要望をいたしまして、質問を終わります。

今日は、党首会談が急遽設定された関係から、自民党、公明党及び共産党さんから御了解をいただいて、先に質問をさせていただきたいと思いま

さて、今回の法案は、一般職については九年ぶりにわずかながらも改善という人事院勧告どおりの合意案^(三)で、まことに切符二枚^(二)で

の継続・改定ですから、賛成の意を存続に表しておきたいと思います。ただし、先ほどから同僚議員の皆さんが御指摘なさっているように、指定職だからといってこの点について居て置きますといふ

のは、勧告完全実施の原則に照らせば問題だけではあるまい。そこで、今日は、こうした人事院勧告が、じやう点も強く申し上げておきたいと思います。

皆さんのお手元に資料をお晒りいたしましたが、この自治体の給与のラスパイレス指数が近年大きく下がっています。裏に付けておるもの

はそのうちの最低の十団体、これを示したわけですが、ひどいのは国の三分の一というひどい低賃金の実態があります。

関係に大きく変化をしてまいりました。
私たち、我々は、分権改革派知事であつた増
田総務大臣に、国と地方との間の行政、財政全般
にわたる分権改革を期待したいところであります。
す。

公務員給与に関する議論も様々あるところであります。一方公務員給与に対する国からの人件費攻撃には、全国知事会からも不適切であり改めるべきとの声が要望書としても上がってきております。

是非、増田総務大臣には、國の立場から地方に対する一方的に指導するのではなく、文字どおり第一次分権改革の原則であった対等協力の関係を基本に、地方自治の発展そして地方公務員の勤務条件への対処に当たつていただくことを強く要望いたしますとして、質問を終ります。

○又市征治君　社民党的又市です。

今日は、党首会談が急遽設定された関係から、自民党、公明党及び共産党さんから御了解をいただいて、先に質問をさせていただきたいと思います。

さて、今回の法案は、一般職については九年ぶりにわずかながらも改善という人事院勧告どおりの給与改定ですから、賛成の意を初めに表しておきたいと思います。ただし、先ほどから同僚議員の皆さんのが御指摘なさっているように、指定職だからといってこの点について据え置きますというのは、勧告完全実施の原則に照らせば問題だとう点も強く申し上げておきたいと思います。

そこで、今日は、こうした人事院勧告が、じやかからといってこの点について据え置きますというのは、勧告完全実施の原則に照らせておきたいと思います。

皆さんのお手元に資料をお配りいたしましたが、この自治体の給与のラスペイレス指数が近年大きくなっています。裏に付けておるもののはそのうちの最低の十団体、これを示したわけですが、ひどいのは国三分の一といふひどい低賃金の実態があります。

これはそもそも労働基本権制約の代償として人事院勧告があるし、多くの市町村がこれを準用する、県では人事委員会勧告が置かれておって、これが実施されてきているということなんですが、実は、公務員バッシングに悪乗りをしてこの勧告を切り下げるこれを押し付ける、こういう自治体が増えてきていることをこの推移は表しているわけですね。にもかかわらず、依然として財政審議会であるとかあるいは諮問会議などは無法な給与引下げ論がまかり通っている。

こういう状況にあって、正に分権自治に公然と干渉し、マスコミを通して世論をミスリードしている。こんな格好で、今るる武内委員から出ましたように何が一体分権改革か、対等平等がどこにあるかと、こう言いたくなる、こんな状況が現実にはまかり通っている、こう思う。

そこで、総務大臣、こうした低給与の自治体の実態、地方の格差をあなた自身どう見ておられるのか。岩手県の知事もなさつてきていろんなことを見ておいでになつたわけですが、正にこの福田内閣として格差是正を最近言われるようになります。今見たように、勧告を値切つて低賃金を実施している自治体に対して、正にそういう意味では、労働基本権の代償という視点からも人事院勧告や人事委員会勧告は守りなさいよ、少なくとも勧告の凍結であるとか、一二〇%も三〇%もこれを切つていきますなんということは不適切ですよ」というくらいの助言をするのは当然じゃないのか、私はそう思う。

現実には、正に引き下げなさいという、あなた方は指導するが、こういうひどいところについて何一つ、ちょっとひど過ぎるではないか。さつき地方公務員法二十四条第三項、御丁寧に五つ示された。そのことに照らしたって余りにもひどい。三〇%カットまで出でているんでしょう。

こういうことについて、一体全体そちらのことろを是正指導するぐらいのつもりはないのかどうか、その点含めて見解を伺いたいと思う。

○國務大臣(増田寛也君) 今のこの表を見ておりまして、こうした給与カットの率が大変高いところで出てきている。これを拝見しますと、市といふよりも財政力の大変弱い町村、これが大変今厳しい状況に置かれているということと、恐らくこの背景、それぞれの町村のいろいろな財政事情もあらうでしようけれども、やはり、全体として言いますと、昨今の厳しい財政状況、交付税も随分カットされてきた、そうしたこととに起因することには

思ひます。

したがつて、今先生の御指摘を踏まえて申し上げますと、そうした各自治体がきちんとした財政運営ができるようものをやはり交付税の確保も含めてしっかりとやつていかなければならぬということと同時に、職員の給与決定についても、私どもはやはりそれぞれの人事委員会の勧告というものを十分踏まえた職員の給与決定がなければならないべきと、このことは一般論として申し上げられるだらうというふうに思います。

そして、恐らくその上で、今の個々の町あるいは村、いずれもこうした状況に至つたことについて随分新聞でも報道されましたし、いろいろな議論が議会等でもありますと首長さんも決断されたということでございますので、やはりそのことについては私どもは尊重する。それぞれの自治体の御判断というものを、条例もできておりますので、そういうものについては、やはりそうした状況というのも理解をしながら考えていかなければならぬというふうに思つておりますが、その経緯等も理解をしなければならないと思っていますが、いずれにしても、大変それぞれの町村が厳しい状況に置かれていることに對して、その財政事情を少しでも軽減させるような努力は総務省としては行つていかななければならぬと、このようく考えております。

○又市征治君 先ほど出ましたように、武内委員も言いましたけど、財政事情が悪いなんというのは国が悪くやつたんですよ。景気が良くても一生懸命公共事業増やしなさい、景気悪くなったら金計公共事業増やしなさい。みんな負担取られてるんでしよう。それで地方財政が悪化をしていつて、それでおかつそこに追い打ちで地方交付税れども、一番頭に出てくる生計費、この長野県の五兆円も削つてしまつたということであつて、さつきの地方公務員法の二十四條じやないけれども、王滝村なんて見てごらんなさいよ。こんなひどい

状況で一体全体住民サービスがどうなつていくのかということが問われているんです、これは、こういう指數というのは。そういうものを余り何か客観的に第三者みつかなくともその点は、国家公務員や他の地方公共団体と匹敵したところぐらいは何とかするよう努めしてくださいよというくらいは言うべきです。

それを全くやらないで、ちょっとと出ているところは一生懸命合理化やんなさい、退職手当債の、それでさえも何かちょっとと、国が言っている四・八%削られていなかればいかがなものかなんですぐそういう口出して、それで県で混乱を起こしているところが幾つか出てきている。こういふばかりやり方というのは駄目だと、これは是非改めるようにしてもらいたい。この点は余りそれ以上突っ込みません。

さて、次に人事院総裁にお伺いをしますが、この賃金、労働条件の問題では、経済白書も初めて触れたように、労働分配率が低下をして、特にワーキングプアなんていう言葉がたちまちに、新語が定着してしまった。こういうことのように、アルバイトであるとかパート、派遣、そして下請など、非正規雇用者の賃金、労働条件が大変悲惨な状態にある、こういう状況です。今や日本の労働者全体の三分の一、一千七百万人超が非正規労働者だと。こんなひどい状況にまでなつてしまっている。

人事院は今回の報告で非常勤職員の給与等を取り上げているわけですが、公務職場も、長年の職員定数削減によつて現場では非常勤職員の雇用が増加をし、また長期化している。いわゆる常勤的非常勤ですね。

</div

は臨時の職というのには国勢調査がありますとかあるいは国体がありますとか正に臨時に仕事が起つてくる、恒常的じやないという問題なんですねけれども、その場合にのみこの臨時的任用は認めているということ、これが基本的な地方公務員の置かれた状況、本則はあくまで常雇用ですよね。現実に業務を恒常的に行わせているという者については、本来、正職員でなきやならぬということです。百歩譲って、この常勤的非常勤者にはそれなりの待遇をするように人事院に倣つて自治体をむしろ指導すべきじやないかと、こう思つんですが、その点はどうされてるんですか。

○政府参考人(松永邦男君) 臨時非常勤職員につきましては、本来は臨時的あるいは補助的な業務、こういうものに従事されるということが前提であろうかと思いまして、そもそも恒常的な業務につきまして長期にわたつて勤務するということは、言わば地方公務員法では想定がしていないところかというようなところがあろうかというふうに思われます。

こういう臨時非常勤職員の、ただ、給与その他

の勤務条件等につきましては、これは地方自治法あるいは地方公務員法あるいはそれらに基づきま

す条例の規定など関係の諸法令、こういうところ

が定めるところのとおりまして、勤務の形態あ

るいは職務の内容に応じまして、民間におきます

状況等、こういうものも勘案しながら、それぞれの自治体が、地方公共団体が自主的に御判断をされてるものというふうに考えております。

○又市征治君 最後に意見だけにしておきたいと

思いますが、少し早めに切り上げたいと思いますが。

この常勤的な仕事を非常勤身分のまま使つている職場では、いわゆる雇用の中断期間という矛盾が恒常に生じるわけですね。中断期間をつくるということは、仕事を命じてある方から見ればこれは極めて非能率、非効率、雇われている側から見れば実質的に部分失業、手取り総賃金の低下ということになるわけです。この点の訴えは随分と

私のところへも寄せられているわけですが、この問題は、業務量を全く無視して、ただ単に定数を削れ削れと総務省がしりたいてきた結果ですよ、これ。無理なこういう方針を職場に押し付けた結果、こういう弱い立場の非常勤職員がどんどんどんどん増えて今や四十五万五千人を超えてる。これは二年前の四月でしょう。まだ増えている。それが正を政府も言うようになつたんですから、今政府及び自治体も自ら生み出したこういう格差の解消に乗り出すべきですよ、大臣ね。この件を含め、非常勤職員という名目によつてではなく、実際の勤務実態に見合うよう適切な待遇を私はなさらなかきやならぬと思う。

人事院が着手をされたようすれども、正に勤務実態を見合つてではなく、実際の待遇改善を是非進めてもらいたい。大臣、この点、

是非進めるという点についての御確約をいただきたい。この後附帯決議にも盛り込まれると思いま

ますが、是非格差是正の一端として早急に取り組んでいただきことを含めて、大臣の最後の答弁を求めて終わりたいと思います。

○國務大臣(増田寛也君) 今いろいろ非常勤の職員についてのお話をございました。私どもも、人

事院の方でもいろいろ調査等行なっているわけでござりますので、そうしたことも含めながら、私どもも十分検討していくかと思います。

○磯崎陽輔君 自民党的磯崎陽輔でございます。

大臣にお伺いいたしますが、最近どうも公務員が元気がないような気がいたします。それを評し

て萎縮しているというような表現をする人もいるわけでありますけど、これは政治家の方も、与党

も野党もですけど、やっぱり先ほども出ましたけ

ども公務員バッティングというものをちょっと考

えなきやいかぬと思います。もちろん、悪いこと

は悪いことと言うのは必要でありますけれども、やはりもつと国家公務員があるいは地方公務員が

生きがいを持つてばかりと前向きに働いていた

だくことが非常に私は必要であると思います。

○國務大臣(増田寛也君) やはり、公務員がやる

気とそれから心意気を高く仕事をしていただかな

いと、その結果というのはやはり国民にしわ寄せが及ぶと、こういうことでござりますので、職

員、公務員全体ですが、これは国、地方を問わず士気高く働いていただくために、そのため勤務

条件をきちんと整えたり、それから一方でめり張りの利いた人事管理と、信賞必罰という言葉あり

ますけれども、めり張りの利いた人事管理という

ものを行ながらその公務員制度というものをきちんと運営していくと、こういうことが大事ではないかと。

やはり、今先生の方から御指摘ございましたとおりいろいろな不祥事等もござりますけれども、

その中で公務員がやはり前向きに仕事をしていく

ような、そういう環境条件というものを私どもも全力を尽くしてつくり上げていきたいと、この

ようになります。

○磯崎陽輔君 私も多くの公務員は一生懸命まじめにこつこつと働いていると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

給与問題に移りたいと思いますが、総務省は地方分権の御本家といふか総本山であるわけでありますけど、地方公務員給与だけずっと国家公務員

準拠という原則と言つてゐるんですね。

もうラスパイレス指数の改善も先ほどの資料の

ようにもうほとんど終わつてしまつたんですが、まだ

この国家公務員準拠の原則といふのは地方公務員

について有効なんでしょうか、お伺いします。

○政府参考人(松永邦男君) お答えいたします。

地方公務員の給与につきましていろいろな考え方

方がございますが、この地方公務員の給与水準に

つきまして從前から、先ほどもございましたが均

衡の原則ということで、地方公務員法の二十四条三項の規定に基づいて運用されているところでございます。

ただ地方公務員の給与の水準の問題につきまして、私どもいたしましては、国家公務員での給

与の構造改革が行われるということに合わせまして地

方公務員につきましても給与の構造改革とい

うことに取り組んでいたしておりますが、さ

らに從来の国公準拠の考え方ということにつきまし

ては、いわゆる刷新をした地域民間給与をより適

切に反映していただくような形で、この均衡の原則というものについて適用していただきた

ことと考えてあるところでござります。

○磯崎陽輔君 私は先ほど言いましたように公務

員の士気を高めなきやいかぬということで、別に

給与の是正だけすればいいというものではありませんけど、例えば大分県でこういう事例がありま

した。

日田市というところがありまして、これは前市

長が当時やつていたんですけど、やはり市役所の

給料が特段その地域で高いんですね、職員の。し

かも、市役所の職員というの御夫婦のことが多

いんですね。したがつて、何かこれは調整できな

いものかというようなことをその市長が言つて話題になつたことがござります。ただまあ、これは

男女共同参画社会がありますから、夫婦だから調整するというのは、これは私も別に賛成はできま

せんけれども、地域の中ですれくらい市役所の給料は高いという現状が一つあつたということは分

かると思うんです。

もう一つが、これ先ほど又市委員の資料の中に

もあつて、大分県の姫島村というところがあるん

ですけれども、大分県の国東半島の東国東郡とい

うところが四町合併して国東市になつたんです

が、離島である姫島村だけが合併しなかつたんで

す。その理由がやっぱり給与にありますから、姫島

村というのはもうそんなに産業もないわけですか

ら就職先もない、若い人の就職先がないと。そ

ういうこともあって、ワーキングシェアの考え方を

取ろうと。給料は安くする代わり、役場でたくさん若い人を雇用しようと。私それも地方分権、地方自治の在り方としてあると思うんですね。
だから、したがって、これが先ほどの又市議員の資料のような数字になつてゐると思うんです
が、私は給与というのはやはり多様化、地方公務員給与の多様化というのを認めていくべきではないかと思います。今言つたようなその国家公務員準拠で全国同じ給与である必要なくて、私は別に下げると言つているわけではありません、上げてもいい場合はあると思います。

やはり、私の考え方では、地域給与準拠という考え方をもう少し出していくべきではないかと思ふ。ですが、大臣の御所見いかがでしようか。

○國務大臣(増田寛也君) 今の公務員の給与の在り方というのは実は様々な今意見があつて、それの意見にやっぱり我々も謙虚に耳傾けながら考えていかなければならないというふうに思ひます。その上で、やはり今一番問題になつてゐるのも他或の民間給与をどうのこうに反映させていくか

いろいろこの点についても御議論があるわけですが、それとも、士気を高揚していくことから外れないようになら地域の皆さん方の、住民の皆さん方の御理解をいただくという観点が大事でございますので、私ども二十四条三項のあいの条文の中で民間給与の適切な反映ということを今、各公共団体の方に強く要請をしているところでござりますので、今先生の方からもそうした地域給与準拠の考え方というお話をございましたんですが、今我々が各公共団体の方にいろいろお願ひをしてござります地地域民間給与の適切な反映と、こういうことを通じてやはりそれぞれの地域の皆さん方から御理解をいただけるような、そういう給与水準にしていただく、その趣旨の徹底度をそういうことを通じて図っていきたいというふうに考えております。

○磯崎陽輔君 今すぐの問題ではないと思いますけど、早急にまた御検討をいただきたいと思います。

ただ、その中で一つ聞きたいのが、給与の分権化が進まない理由に、地方公共団体が給与表の作成能力がないんですね。これは人事院の特許といふわけじゃないんでしようけれども、人事院が独立的に給与表の作り方の技能を持っていまして、地方公共団体は正直言つて給与表を作る能力が余りないんですが、こういう技術的な指導もきちんとやっていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松永邦男君) お答え申し上げます。

今委員から御指摘がありましたが、人事行政、実際に勤める場合につきましてはいろいろと技術的な面におきましても実はいろいろノウハウが必要となるところがござります。そういうよう

ね。これはいろいろ理由があると思うんですけど、私はむしろ今言ったように自由化をしたらどうかと思います。余り国が給与指導をいつまでもするんではなくて、自由化していいと思う。ただ、自由化をすると今度はまたむちやくちやなことをしてもらつてもこれ困りますから、今の地方公務員法というのは余り給与のことを細かいこと書いてない、地方自治法に少し規定はあるんですけど、それでも、余り細かいことを書いてない。むしろ地方にゆだねることとした上で、もう少し法律できちんとした給与の準則を決めてはどうかと思うんですが、大臣いかがでしようか。

○國務大臣（増田寛也君）　今そういうお話をございまして、それで我々、国公準拠から地域民間企業の重視という方向に、今ちょうどそういったことを各自治体の方にお願いをしているところでございますので、それをやはりきちんと徹底をすると。そして、その上でそれぞれの自治体の給与がどのような形のものになつていくかと、それを見ながらこうした問題を考えていきたいと思つております。

長期的な観点でござりますので少し御検討いただければと思つております。

少し財政の話、最後にさせていただきたいと思ひますけれど、いろんな会議があるんですねですが、なかなか、この前三位一体の話で大臣と御議論をさせていただきましたけど、非常にこれ理解がされてないですね。はつきり申し上げて、我が党の幹部の皆さんもほとんど理解していない感じがありまして。

この前言いましたように、四・七兆円の補助率カットをした、一兆円の事務事業の削減をした、それで八千億円を交付金化した、大体残った三兆円に相当する額を税源移譲したということことで、ここは確かに税源に変わった、補助金が変わったものですから偏在はしたわけですけど、それはもうその当時も地方六団体も分かっていまして、そこで、要は補助金のカットと税源移譲ということはここまで話がもう終わった話だというはずなん

な点につきましては、こういう技術的な能力、今お話をございました給与表の作成をすると、こういうふうな能力につきましてもやはりこういうものを高めていくことが、住民の理解と納得を得られる給与、こういうものが実現するためにも大変重要であろうというふうに認識いたしております。

総務省といたしましても、関係団体とも連携を取りながら、こういう人事委員会あるいはその人事行政を行っていられるセクションに必要な能力の向上、こういうものにつきましてはいろいろな努力、こういうものをしてまいりたいと考えております。

○磯崎陽輔君 是非検討いただきたいと思います。

私ももう、給与指導というのはもうちょっと同時に違うのかなと思い、もう少しこもやつぱり法律に準拠したやり方で地方分権を進めて、その上で、かつ全国的な均衡を保つようなルールづくりをしていくと、それは法律ですね、そういう体制にしていくべきだと思いますので、これは

非常によくないと思いますので、是非とももう少し総務省の方から各国会議員、与党、野党的国会議員に対してもう少し今までの三位一体改革の背景について御説明をいただきたいと思います。その中で、いよいよ地方財政協議が始まると、ですが、法人二税の偏在は是正ということを今大きく総務省打ち出しているだけおりまして、私はこれは賛成でございます。ただ、いろいろとまだ都市部の団体の方からも反対もありますから、一生懸命調整をしていただきたいとは思つておりますが、やはりこの前の地方分権推進会議の全国知事会会長の福岡県知事の発言のように、必ずしもまだ地方公共団体が納得していないような状況にあると思います。

私も、法人二税の偏在の是正は賛成でありますけど、これだけでは確かに地方がなかなか納得が得られないのではないかと思つておるところであります。増田大臣のこととござりますから、きつ

されど。地方も、この前聞いてみましたら、
地方の人もそこはよく理解しておるとおっしゃつ
ているわけなんですね、そこまでは。ところが、
どうもそこのこところまでが、やっぱり総務省、も
う少し説明をしていただかないと、その部分でま
だ総務省からだまされたんだとかなんとか言って
おる人がいるんなところでおりまして、私 説明
の仕方が足らないんじやないかと思うんですね。
問題は、この前も言いましたように、それとは
別に行財政改革の名の下に五・一兆円という地方
交付税が削られたというところが問題なんで、こ
の辺については、この前大臣もそういう趣旨で
言つていただきたと思うんですけど、若干削り
過ぎではなかつたのかという議論があつたんでは
ないかと思うんですね。

それに対し、今総務省ではいろいろ御検討を
いただいて、復元の方向をいろいろ御検討いただ
いていると思います。これは大変、骨太の方針二
〇〇六がある中で、大変私としては多としたいと
思つてはおりますけど、何かその三位一体の経緯
が誤解されたまま地対策に臨むというのは私は

いう点については、やはり国民に良質なサービスを提供するために資するよう人に人事評価が活用されなければならないと考えます。

何万人という中から選ばれたのが国家公務員の皆さんでありますので、大変意欲は高いと思います。人事院の調査でも、公務員にならうとした理由の中で、公共のために仕事ができるが六八・九%、仕事にやりがいがあるが七三・七%と断トツでありますし、給与等の勤務条件が良いとか、将来性があるなどは四%にも満たない。

やはり国民の役に立つ仕事がしたいと思つて公務員になられる方が圧倒的に多いわけですから、そういう方々の仕事ぶりを評価して活用する際には、その意欲をより引き出すように教育し育成するような活用の仕方が私は基本であつてしかるべきだと思いますが、大臣いかがでしよう。

○國務大臣（増田寛也君）今先生の方から国家公務員法の第一条のところを引用してお話をございましたんですが、やはりこのところに書かれておりますとおり、国民に対して公務の民主的かつ能率的な運営を保障すると、やっぱりこの観点は決して忘れてはいけない観点だらうと思いますし、そういう意味で、やはり評価ということについても、国民のための行政というそういう観点から評価をするということが大事であろうというふうに思います。

公務員を志す人たちのその思いというのが、国民のために尽くしたいと、こういうことが本当に大きな動機になつてゐる。これは、大変私どもにとりましてもうれしいことでありますし、そういう皆さん方が本当に安心して働けるような、そういう職場という意味で、この人事評価というとの制度設計に当たつても、その視点というものを十分に考えながらこの制度設計を行つていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君 国民のために役に立ちたいという意欲を持っている公務員の中で、今メンタルヘルス、心の病が非常に増えているということを私も危惧しております。

人事院から報告書を聞きました。平成十三年度、八年度及び三年度の長期病休者の傷病別順位の比較というものがございます。これを見ますと、平成三年度、精神・行動の障害、いわゆるうつ病などは件数で九百十四件、順位で四位だったのが、平成八年度は一千五十五件、二位、そして平成十三年度は千九百十二件、第一位というふうに急増しております。平成三年度一位であった消化器系の疾患、あるいは平成八年度第一位であったがんなど新生物による疾患はその後ずっと実数が減っていますにもかかわらず、順位だけではなくて、このメンタルヘルス、心の病だけは実数も増えながら順位は一位になつていつていると、非常にゆっしき事態だと思っております。

しかも、最新の平成十八年度の調査を見ますと、このメンタルヘルス、心の病にかかる公務員の皆さん年の年齢別の割合を見ますと、三十五歳以下の方が五三・三%、四十歳までの方まで合わせますと七一・五%，非常に若い方に多い。これは大変な事態だと思います。若く、そして有望な働き盛りの公務員の皆さん、係長とか課長補佐クラスマの方が多いと伺いますけれども、そういう方は心の病になって長期休暇をせざるを得なくなつている。これは、御本人にとつてもまた家族にとつても大変な事態だと思いますが、国民にとつても大変大きな損失ではないかと私は思います。

この原因がどこにあると考えておられるでしょうか。

○国務大臣（増田寛也君） お答え申し上げますが、先ほど先生の方で引用されました人事院の調査以外に、何か総務省の方でも調べたものあるかなと思ったんですが、特に詳しく総務省の職員についていろいろ調べたものを今持っていないようですが、この原因ということについて、やはり私は恐らく仕事や家庭それぞれの、両方の原因とことについて言いますと、いろいろそうした心の

健康を害する人に接した人たちの話から考えますと、やはり職場環境の変化が大きいですとか、あるいは職務の内容が多様化してきている、あるいは複雑化してきているといったようなことに伴って職員のストレス要因が増加をしてきている、こんなことが接している職員のところから出でてきているようございます。

かつて私も地方自治体の首長をやつておりますと、やはり同じようなことによつていろいろいろいろ心の病を持っている人が増えてきているということを感じておりましたんですが、そうしたことで、職場環境の変化といったようなことが職員の様々な健康を害する、特に心の健康を害するといったところに影響してきているのではないかと、こんなふうに考えているところでござります。

○山下芳生君 私もいろいろ資料を見せていただき、非常に典型的な職場が社会保険庁の職場だというふうに感じております。社会保険庁でメンタルヘルスを含む病気休暇取得者の割合が六・四%という数字が出ております。すべての省庁の平均が一・三%でありますので、一・三と六・四ですからこれはもう異常な突出ぶりだと思います。何でそうなつていいのか。今いろいろ大臣、原因、要因、お考えになることをお述べになりましてたけれども、一つはつきり相関関係があるのはやはり勤務時間の長さではないかと思います。府省別超過勤務時間数というものをいただきまして、これでも、この間、四年連続調査した中でずっとトップになつていいのが社会保険庁であります。で、けたが違うほどの超過勤務時間数になつていてる年もあります。

これは、こういうことを見ますと、やはり心の病、メンタルヘルスの大きな原因として国家公務員の長時間労働、超過勤務と精神疾患の急増といふのははつきりと相関関係にあると見て取れると思うんですが、そういう問題意識、政府としてあるでしようか。

今、山下委員御引用のように、私ども社会保険庁、御案内のとおり、平成十六年から本格的な改革に取り組むと。その中で、従来必ずしも十分でなかつた国民の皆様へのサービスの向上ということで、とりわけ年金相談につきましては、全国の三百十二の社会保険事務所におきまして、土曜日、日曜日も開庁する、あるいはウイークデーにおきましても勤務時間の延長ということで体制を組んできております。いろいろシフト勤務とかあるいは週休日の振替という形で工夫をして職員の超過勤務ができるだけ抑制する措置を講じてはおりますけれども、また今年に入つて更に出てきました年金記録問題への対応ということもあり、現場の職員においては大変な努力をいただいて、またその中で長時間勤務がそういう健康を損なわれる、あるいはメンタルにも影響するということも私はあり得ることだと考えております。

○山下芳生君 実態を私も見てまいりまして、社会保険業務センター、東京にありますけれども、行つてまいりまして、その仕事は年金の再裁定をやつておられまして、これまで年間四万件大体再裁定をされていましたそつですが、今お話のあつたようく年金問題が国民の大きな関心になりまして、ですからこれまで年間四万件、月三千件ぐらゐの再裁定の処理数だったんですが、私が九月の末に行つたんですけれども、七月は一万四千件再裁定の件数が、処理しなければならない件数が増えたと。八月は二万件來ていると。いろいろ支援体制組んでいるんだけども、昨年までなら再裁定の要請があつて二ヶ月で大体本人に裁定されましたがという通知が行くということになつていたそうですねけれども、もうどんどんたまつていると。私もよつと現場を見せていただきましたら、再裁定をされる方というのはやっぱり、だれでもできる仕事じゃありませんね。書類を見て裁定できる能力が、経験がないとできませんから、ベテランの職員の方、それから非常勤の方でもずっと長いことやられている方が当たつておられました。

ところが、その後ろにもうどんどんどんどん書類がたまっているんです、どんどんどんどん。

ですから、これは、今総務省もこの消えた年金問題の解決の責任の一端を担つておられます、今日の報道でももう年金記録の年内修復完了は、舛添大臣は年内完了というのはちょっと撤回せざるを得なくなつたとか、それから社会保険事務所や年金記録確認第三者委員会にいろいろ言つてもなかなか連絡がないと。まだ処理されたといふのは非常に低いパーセンテージになつておりますけれども、こういうものが全部解決されたとして、いよいよ再裁定だということになつたときに、今の社会保険業務センターのような人員体制ですと物すごい待ち時間が膨れ上ることはもう容易に想像できました。

ですから、一生懸命頑張つておられる、それがメンタルヘルスの要因にもなつていておっしゃいましたけれども、私は、メンタルヘルスをなくすという問題、もちろん大事でありますし、それはやらなきやいけません。同時に、この問題を放置していたら国民の年金権をしつかりと保障するという意味でも大変大きな障害になりかねない問題がもうあるなというふうに思いましたので、是非これはメンタルヘルスの解決からも、年金権の保障という点からも緊急に人員体制の補強をやるべきだと思いますが、社会保険庁、それから、社会保険庁に直接責任はありませんけれども、年金解決という点で大きな一翼を担つておられる総務大臣の、連携して人員体制ちゃんと取るようにすべきではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 業務をやはり徹底して見直したりしまして、そうした仕事を職員の皆さん方がきちんととした形で行えるようにしていかなければならぬと思いますし、それから、社会保険庁、いろいろ事情を抱えていると思いますが、これは厚生労働大臣、いろいろお考えになつておられると思いますけれども、私どもも、特に今後、第三者委員会ですね、こういう大事なお仕事

を第三者委員会の中で役割を果たしていかなければなりませんので、今第三者委員会の委員、それから事務局の大幅な今体制、増強を行つていて

ころでございまして、これは厚生労働省以外の他省あるいは公共団体、それから様々な団体からも御協力いただいて体制を増させるということでそのめどを付けつつあるところでございますが、

こうした年金の問題の解決を図つていく上でもきちんとした体制を整えて仕事を行つていきたい、その中で仕事をしていく職員の皆さんの方の様々な業務量ということも勘案しながら体制を整えていきたいと、このように考えております。

○山下芳生君 社会保険庁、どうですか。

○政府参考人(吉岡莊太郎君) 今般の年金記録問題につきましては、これは政府を挙げての取組といたしましたけれども、私は、メンタルヘルスをなくすという問題、もちろん大事でありますし、それがやらなきやいけません。同時に、この問題を放

置しておられた年金権をしつかりと保障するということ、とりわけ総務省を始め関係省庁に大変お力添えをいただいております。特に現場での、今ほど山下委員がおっしゃったような再裁定

の業務など、それぞれ、必ずしも職員が全員ができるない、ある程度ノウハウのある職員がやらないといけないということも念頭に置きながら、併せて社会保険庁のOB職員の活用でありますとか、

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・日本・自由民主党・無所属の会・公明党・日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案による附帯決議案を提出いたします。

(案)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、人事院勧告を尊重

する姿勢を堅持し、完全実施するよう努める

こと。

二、専門スタッフ職俸給表の導入がライン中心の人事管理を見直し、複線型人事管理を実現することに資するものとなるよう、専門スタッフ職員に適用される制度の不斷の見直しに努めること。また、採用試験の種類にとらわれない人事管理を行うなど、幹部職員の選抜及び育成に係る制度の抜本的な見直しに着手すること。

○委員長(高嶋良充君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、世耕弘成君及び吉村剛太郎君が委員を辞任され、その補欠として古川俊治君及び牧野たか

お君が選任されました。

○委員長(高嶋良充君) これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高嶋良充君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、那谷屋君から発言を求められておりますので、これを許します。那谷屋正義君。

(案)

○那谷屋正義君 私は、ただいま可決されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・日本・自由民主党・無所属の会・公明党・日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

(賛成者挙手)

○委員長(高嶋良充君) ただいま那谷屋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) ただいま那谷屋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(案)

○委員長(高嶋良充君) 全会一致と認めます。

よつて、那谷屋君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とするに決定をいたしました。

(案)

○委員長(高嶋良充君) ただいまの決議に対し、増田総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。増田総務大臣。

(案)

○委員長(高嶋良充君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

(案)

○委員長(高嶋良充君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(案)

○委員長(高嶋良充君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

(案)

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

中にあること、及び、人事院が公務員人事管理制度をつかさどる独立性の強い中立第三者機関・専門機関であることに、十分に留意すること。

四、いわゆる常勤的非常勤職員について、勤務実態の調査に基づき、職務内容、勤務条件等は、職員团体等の十分な意見聴取と理解の下、国民の理解が得られる結論を得ること。

五、公務員制度改革の一環として検討が進められ

ること。

等に関する調査を議題といたします。

長谷川君から発言を求めておりますので、これを許します。長谷川憲正君。

○長谷川憲正君 私は、民主党・新緑風会・日本、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議案

日本郵政公社平成十七年度及び平成十八年度決算においては、郵政三事業とも連続の黒字を確保し、中期経営目標の利益水準を達成したが、平成十八年度の純利益は前年度に比べ減少するなど、依然として厳しい経営環境が続いている。こうした中につき、去る十月一日、郵政事業が民営化された。政府は、国会における審議や本院の附帯決議の内容を十分に踏まえ、国民の利便の向上及び経済の活性化が図られるよう、次の事項に特段の配慮をすべきである。

一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティーネットである郵便局のネットワークの重要性にかんがみ、郵便局の現行の設置水準を維持すること。また、簡易郵便局の一時閉鎖、集配局の再編等により、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すこと。

二、郵便業務については、IT化の進展や競争の激化等により収益の減少傾向が続いている中、健全な経営が確保され、経営体質の強化が図られるよう努めること。また、ユニバーサルサービスを堅持するとともに、サービスの一層の多様化を図ることにより、国民への利益実現につながるよう、適切な措置を講ずること。

三、銀行業務及び生命保険業務については、地域に信頼される金融機関として財務基盤の一層の強化を図り、職員の専門知識の向上に努めること。

め、利用者に対し引き続き十分な説明を行うとともに、過疎地域における金融業務を維持し、 국민に身近な郵便局におけるサービスの低下にながらないよう、指導すること。

四、法令等遵守の徹底、内部管理態勢の充実が図られ、国民の信頼確保に引き続き努めるよう、適切な指導に努めること。

五、職員の労働条件及び待遇環境の向上に向け、職員の勤労意欲が低下することなく、良好な労使関係が維持されるよう、十分配慮すること。また、メリパルクなどの廃止又は譲渡に際しても、雇用に十分配慮すること。

六、郵政民営化については、国民生活に無用な混乱が生じることのないよう、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行い、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスの適切な提供に向け、必要があれば経営形態の在り方を含め、総合的な見直しを行うこと。また、激変緩和のため消費税の減免など税制について所要の検討を行うこと。

右決議する。

以上でござります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) ただいまの長谷川君提出の決議案の採決を行います。
本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高嶋良充君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、増田総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。増田総務大臣。

○国務大臣(増田寛也君) ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりました存じます。

午後零時四十九分散会します。

平成十九年十一月三十日印刷

平成十九年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局